

高齢福祉課からの連絡事項

令和4年4月19日（火）

あま市 福祉部 高齢福祉課

本日の連絡事項

1. 介護保険の給付対象となる福祉用具の取扱いについて
2. 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて
3. 令和3年度介護保険制度改正における注意点について
4. ゴールデンウィークに係る区分変更申請について

1. 介護保険の給付対象となる福祉用具の取扱いについて

「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」（平成11年厚生省告示第94号）の一部改正に伴い、令和4年4月1日より特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目が追加されました。

「排泄予測支援機器」

【給付対象】

運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難となっている居宅要介護者等であって、排尿の機会の予測が可能となることで、失禁を回避し、トイレで排尿をすることが見込める者。

介護保険の給付対象となる福祉用具の取扱いについて(続き)

「排泄予測支援機器」

【給付の注意点】

- ・ 訪問調査時に、調査項目 2 - 5 排尿の直近の結果が「1. 介助されていない」、
「4. 全介助」の者については、利用が想定しにくい。
 - ・ 特定福祉用具販売事業者は以下のいずれか方法により、居宅要介護者等の膀胱機能の確認が必要。
 - ① 介護認定審査における主治医の意見書
 - ② サービス担当者会議等における医師の所見
 - ③ 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
 - ④ 個別に取得した医師の診断書 等
- ※市への福祉用具購入費申請時には膀胱機能を確認した書類を添付する必要があります。

介護保険の給付対象となる福祉用具の取扱いについて(続き)

【給付の注意点】 続き

- ・排泄予測支援機器の機能として、本体から専用のアプリケーションがダウンロードされたスマートフォンやタブレット等に近接通信機能（ブルートゥース）で通知するものが想定されます。そのため、利用者本人または介護者が通知を受信するスマートフォン等の使用に慣れており、通知を確認・理解することができる必要があります。
- ・製品によっては体型や体質により装着が困難な者もいるとされていることから、装着し機器を活用できるかの確認をお願いいたします。

以上の点からも、排泄予測支援機器は一定期間の試用が望ましいです。退所前の施設等で使用していた等の特別な事情がない限り、試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を助言するようお願いいたします。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします（令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡）。

令和4年4月1日交付分より、あま市の要介護認定及び要支援認定の有効期間の記載方法が変更となりました。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（続き）

例：有効認定期間 平成31年4月1日～令和4年3月31日

新	旧
<u>令和4年4月1日～令和5年3月31日</u>	平成31年4月1日～令和5年3月31日

※認定の始期が、従来の有効期間終了日の翌日となりました。

3. 令和3年度介護保険制度改正における注意点について

○ハラスメントの対策の強化

【勤務体制の確保・居宅介護支援基準第19条第4項】 ※経過措置なし

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

※赤本 P. 858

○業務継続に向けた取り組みの強化

【業務継続計画の策定等・居宅介護支援基準第19条の2】 ※経過措置あり（令和6年4月1日より義務化）

- 1 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※赤本 P. 859

○感染症対策の強化

【感染症の予防及びまん延の防止のための措置・居宅介護支援基準第21条の2】

※経過措置あり（令和6年4月1日より義務化）

指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

※赤本 P. 861

○虐待の防止

【虐待の防止・居宅介護支援基準第27条の2】

※経過措置あり（令和6年4月1日より義務化）

指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※赤本 P. 867

4. ゴールデンウィークに係る区分変更申請について

GWによる長期休暇に伴い、5月1日付けの区分変更申請につきましては、次のように対応します。

なお、申請書の申請年月日は、令和4年5月1日とご記入ください。

【窓口申請】

- ・受付期間：**令和4年4月28日（木）、令和4年5月2日（月）**

【郵送申請】

- ・受付期間：**令和4年5月2日（月）必着**

※受付期間を過ぎた場合、受領日（到着日）が申請年月日となりますのでご注意ください。